

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	経営局 保険課
部署の業務内容	農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の再保険業務等

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者と直接接することはないが、生産者については、収穫前申告の手続きや共済金の被害認定基準などについて組合員農家に丁寧に説明するように農業共済組合等を指導しているところ（継続中であり、4月の県と団体の全国会議も活用予定）。評価については、本年、1月～3月に実施した農業者との意見交換会では、共済に聞くとよく説明してくれるとの意見も出ている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの苦情が個別の農業共済組合に関するものである場合は、当該農業共済組合を所管する都道府県に連絡を取り、事実関係の確認や具体的対応を依頼するなど、連携して対応している。連合会に関するものである場合は、調査や検査などにより事実関係を確認し、具体的な対応を取っている。また、国から農業共済団体に対して、コンプライアンス態勢の整備について通知を出して不祥事件対応要領などを整備させるとともに、農林水産省に対する報告や公益通報の処理についても通知を出してルール化している。これらの対応について、改善すべきとの声は今のところ寄せられていない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民に対しては、政策評価法に基づいて、農林水産省全体の取り組みの一環として政策の目的や効果の説明を行っている。農業者に対しては、農業共済団体が主催する会合等に出席して講演するなどして、政策目的の説明などを行っている。また、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会において、農業共済団体関係者だけではなく消費者代表などにも参加していただいて御議論いただいた上で、共済掛金率の設定を行っている。また、共済の加入促進のための現地説明会などの際に、農業者と意見交換している。また、定期的に現場の農業者などの意見を聞いている。更に、農業共済団体から、農業者のリスク管理についての意識や農業災害補償制度についての農業者の意見などについて必要な情報を集めている。農業共済団体が行った農業者のリスク管理についての意識調査によれば、概ね9割の農業者が現行の農業災害補償制度に一応満足しているという回答を得ているが、農業者の保険ニーズの変化などを踏まえ、今後も、制度の不断の見直しを行っていききたい。なお、消費者等から不適切との指摘を受けてはいない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ても、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課では、農業共済事業事務費負担金の交付、農業共済掛金国庫負担の交付、農業共済組合連合会に対する検査が該当すると考えられる。災害対策であるため、被災農家の救済という視点で言えば、利害が一致しないことはないと考えているが、農業者の保険ニーズの変化を的確に捉えるための努力として、当課の職員が地方に出向いていき農家の方々と直接意見交換する機会を増やしていくことが必要であると考えており、このことについて課内周知している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	直接的には災害防止であるが、家畜共済においては、共済事業の実施主体である農業共済団体が家畜診療施設を有していることも多く、病傷事故も補償の対象としており、家畜の診察や感染した家畜の治療、診療費用の補償などを通じて、健康な家畜の育成などに貢献している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	家畜共済の対象事業として、BSEにより殺処分となった牛に加え、と畜場に搬入後にBSE感染牛と判定された牛についても廃用事故として取り扱うこととし、共済金を支払えるようにした。現在、農業災害補償制度の総点検を行っているところであり、申請書類の簡素化などできるものは前倒しをして、実施することとして調整中である。農業災害補償制度では、例えば、家畜の診察や感染した家畜の治療、診療費用の補償などを通じて、健康な家畜の育成などに貢献することにより、国民の健康を守ることにつながるものと考えている。また、農業共済では、農作物の病虫害発生予察や農薬散布、家畜共済損害防止事業などにより、事故率の低減に努めている。農作物の病虫害発生予察や農薬散布は、都道府県の試験場などの協力を得て実施されている。また、家畜共済損害防止事業や家畜の診療は、獣医師の科学的知見に基づいて実施されている。なお、農作物への農薬散布や家畜の診療などを記録として残すことで、万が一の場合の追跡調査にも役立つものと思われる。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	

		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	園芸共済の総点検どうなりましたか？私は園芸施設共済に加入したことがあります。契約書もなければ、当然約款なども提示されません。このような共済の現状を全国で調査し、結果を公表することになっていました。契約書がなければ、どのような不正も野放し状態です。私が共済連職員ならいくつもの不正手段が思いつきます。例えば共済連外郭団体に契約書印刷等を架空発注し、その架空発注に対し架空納品し、帳簿上経費がかかったことにして、国からの園芸共済の委託手数料（補助金）を着服します。他にも共済組合では、農家への割り戻しを行ったことにして共済連外郭団体から粗品を購入したと見せかけ、裏帳簿貯金をすることができます。		園芸施設共済では、「加入承諾及び共済掛金等納入通知・領収書」が加入者に交付されており、これで契約内容（目的、期間、最高支払額、掛金等）が確認できることとなっている。また、加入者より共済の現状についての求めがあれば共済証券も発行して交付している。なお、「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、今後は加入者からの求めがなくても契約が締結したときは、保険給付額等の事項が記載された書面を交付することとしている（全国調査に関しては不明）。 今後は、寄せられた御意見のような懸念が生じないように4月に行われる都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議及び農業共済組合連合会等全国参事会議にて、農家の方々への丁寧な説明の実施について周知又は指導していくこととしている。 更に適正な業務運営を確保するため、コンプライアンス態勢の整備のための取組について指導し、徹底していく。